

特別教育

機械研削用といし

一般社団法人

鳥取県産業環境協会

TEL0857-29-1154

「研削といしの取替え等の業務に係る特別教育」

【 機械研削用のといし 】

教育の目的

といしを交換をする作業者全員に
特別教育が必要です。

機械研削用といしの取替え 又は

取替え時の試運転の業務を実施させる場合は、

労働安全衛生法59条第3項

「事業者は、その作業に労働者をつかせるときは、

特別の教育を行わなければならない。」と定められています。



機械研削盤とは……

- 平面研削盤
- 円筒研削盤
- ならい研削盤
- 内面研削盤 など

実技は、といしのバランス取り
3種類のバランス台

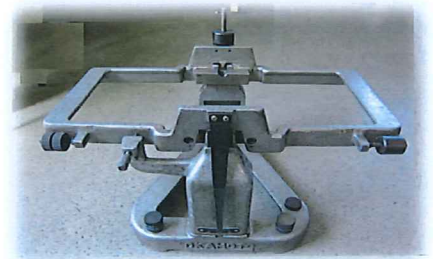
で実施します。



平行棒式バランス台



ローラー式バランス台



天秤式バランス台

科目	内容 (安全衛生特別教育規程 第1条)	教育時間
学科	機械研削用研削盤、機械研削用といし、取付け具等に関する知識 機械研削用研削盤の種類及び構造並びにその取扱い方法 機械研削用といしの種類、構成、表示及び安全度並びにその取扱い方法 取付け具 覆い 保護具 研削液 演習	4時間
学科	機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識 機械研削用研削盤と機械研削用といしとの適合確認 機械研削用といしの外観検査及び打音検査 取付け具の締付け方法及び締付け力 バランスの取り方 試運転の方法 演習	2時間
学科	関係法令 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行 及び 労働安全衛生規則の関係条項	1時間
実技	機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法	3時間
教育時間合計 : 10時間		